

議案第33号

杉並区立就学前教育支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立就学前教育支援センター条例

(設置)

第1条 杉並区における就学前教育（小学校就学の始期に達するまでの者に対する教育をいう。以下同じ。）の充実及び振興を図るため、杉並区立就学前教育支援センター（以下「センター」という。）を杉並区成田西二丁目24番21号に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就学前教育に係る教職員等の能力開発に関すること。
- (2) 就学前教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 就学前教育に関する調査研究に関すること。
- (4) 就学前教育に関する相談及び支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第3条 センターに、事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和元年9月30日から施行する。

(提案理由)

就学前教育支援センターを設置する必要がある。